

令和 8 年度、9 年度、10 年度航空機搭載衛星通信装置の無線局定期検査に係る登録点検作業役務の契約希望者募集要項（公募）

令和 8 年度、9 年度、10 年度航空機搭載衛星通信装置の無線局定期検査に係る登録点検作業役務の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（ 公 募 実 施 権 者 ）

分任支出負担行為担当官代理
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊契約班長

記

1 調達品目

令和 8 年度、9 年度、10 年度航空機搭載衛星通信装置の無線局定期検査に係る登録点検作業役務

対象品目及び募集区分等は別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者
- (6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の要件を有している又は契約締結時までには有することができる者

- ア 履行に当たり、必要な技術及び修理設備又は公的資格を有する者
 - イ 履行後の不具合及び改修に関する対応が迅速、かつ、継続的に可能な者
 - ウ 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、当該許可若しくは認可を契約履行時に受けている者
 - エ 履行に当たり対象機器の指定がある場合には、必要に応じ当該品目及び接続機器が要求する規格及び品質により履行が可能であること。
- (7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 参加表明書及び技術資料等の提出

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）及び本項第1号から第3号に掲げる書類並びに第4号から第6号に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る資料をもって代えることができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第7号を証する書類
- (4) 過去5年間ににおける最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。実績がない場合は省略可。）
- (5) 第2項第6号に示す資格要件（設備、技術、管理態勢等）を証する書類
- (6) 下請企業に事業の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び委託させる業務内容に応じて、第2項第6号に規定する能力・態勢等を証明する書類を添付すること。
- (7) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

4 提出先及び提出期間等

(1) 提出先

海上自衛隊鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊契約班

〒893-8510

鹿児島県鹿屋市西原3-11-2

0994-43-3111（内線2446）（担当 富川）

(2) 提出期間

令和8年8月10日～令和8年9月9日

なお、新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該公募に係る調達要求に間に合わない可能性がある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出書類及び部数

参加表明書（別紙のとおり。）、技術資料等共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

5 技術資料等の審査等

(1) 技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

6 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

7 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時00分から

午後４時４５分までとする。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出された資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出された資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達物品については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編綴は不要とする。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 本事業に転活用可能で、価格低減を図れるような社内資産を有する場合は、それらを確認できる資料を第３項の技術資料に合わせて提出するものとする。

添付書類： 1 別紙様式「参加表明書（記入例）」

2 別 表

別紙様式

(記入例)

令和〇年〇月〇日

鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長 殿

〇〇〇〇 (株)

代表取締役 〇〇 〇〇

代理 〇〇〇〇 (株)

〇〇部長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

鹿空基公示第08-3号(令和8年8月10日)

番号	品 名	型 式	製造会社	応募区分
1	インマルサット 衛星通信装置	S R T - 2 1 0 0 B	ロックウェル コリンズ社	登録点検
		H S D - 4 4 0	ハネウェル社	登録点検

添付書類 : 1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書(写し)
3 技術資料一式

別 表

調達予定品目

番号	品 名	型 式	製造会社	応募区分
1	インマルサット 衛星通信装置	S R T - 2 1 0 0 B	ロックウェル コリンズ社	登録点検
		H S D - 4 4 0	ハネウエル社	登録点検